

令和5年6月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年6月15日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和5年6月15日(木) 午前9時05分
閉 会 日 時	令和5年6月15日(木) 午後3時08分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子      芝寄 和好      西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第58号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第59号	鴻巣市障害者支援施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第60号	鴻巣市文化芸術振興審議会条例	原案可決
第64号	令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	小林 宜也	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部副部長	佐々木晴美	教育部参与	上岡 勝
こども未来部参事兼		教育部副部長	鳥沢 保行
子育て支援課長	高子 英江	教育部副部長兼	
こども応援課長	新島 政博	学務課長	池田 耕司
保育課長	矢澤 潔	教育部参事兼	
子育て支援課副参事	新井 玲奈	生涯学習課長	高橋 和久
子育て支援課副参事	中根 洋子	教育総務課長	松本 直樹
		学校支援課長	若林 朋子
(健康福祉部)		スポーツ課長	川口 修
健康福祉部長	木村 勝美	中央公民館長（課長級）	新井 隆司
健康福祉部副部長	矢澤 欣子	教育総務課中学校給食	
健康福祉部参事兼		センター所長（副参事級）	藤平 健司
福祉課長	服部 和代	学務課副参事	毛利 岳志
障がい福祉課長	野口 豊和	学校支援課副参事	杉山 賢次
健康づくり課長兼		学校支援課教育支援	
新型コロナウイルスワクチン		センター所長（副参事級）	中山 尚子
接種推進チーム課長	佐々木志万子		
介護保険課長	宮澤 多喜也	川里支所副支所長（課長級）	吉田 勝彦
		川里支所地域グループ	
吹上支所副支所長兼地域		リーダー（副参事級）	生川 由美
グループリーダー（課長級）	竹井 豊		
吹上支所市民グループ			
リーダー（副参事級）	川又 敦子		
		書 記	國島 清文
		書 記	小林美奈子

(開会 午前9時05分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。潮田幸子委員と芝寄和好委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第58号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 鴻巣市障害者支援施設条例の一部を改正する条例、議案第60号 鴻巣市文化芸術振興審議会条例、議案第64号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第59号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第58号、議案第60号、議案第64号の一般会計補正予算について、議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第59号 鴻巣市障害者支援施設条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(障がい福祉課長) おはようございます。議案第59号 鴻巣市障害者支援施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、本市が設置する障がい者支援施設、あしたば第一作業所と川里ポプラ館について、支援施設利用者の日中の生活拠点となる場所をより

安心、安全に過ごせる場所として提供し、あわせて交流活動や事業活動のさらなる充実を図ることを目的として統合し、鴻巣市あしたばポプラ作業所として鴻巣市総合福祉センター1階に移転しようとするものです。移転日は、令和6年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時09分)



(開議 午前11時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第59号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) 議案第59号の条例改正について幾つか質問させてください。

今回、鴻巣市あしたば第一作業所と鴻巣市川里ポプラ館、統合することですが、本市における就労継続支援B型、生活介護の民間運営も含めて何施設あるのか、またその定員というか、空き状況というところをお伺いしたいのと……

(委員長) 一つ一つでいいです。

(高橋) お伺いしたいです。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

民間の事業所の数ということでございますけれども、こちらにつきましては、通所系の事業所でございますけれども、現在29か所というふうに民間のものはなっております。空き状況については、大変申し訳ないのでございますけれども、現状ちょっと把握はしておりません。

以上です。

(高橋) では、その統合に至るまでなのですけれども、本人でしたり、あとご家族の方という意向のところを伺いながら検討されてきたと思うのですけれども、どのような形でリサーチというか、伺ってきたのかをお伺いいたします。

(障がい福祉課長) こちらにつきましては、令和4年11月14日に保護者

説明会を開催いたしましたして、この中で施設の現状ですとか今後の在り方、こういったものについて説明をさせていただくとともに、アンケート調査のほうを実施いたしましたして、統合移転の是非ですとか移転後の利用希望などについてお伺いしております。

以上です。

（西尾）では、質問させていただきます。

現在川里ポプラ館のほうの利用者数がかなり減っているということでしたけれども、その理由として考えられるものを挙げていただけますでしょうか。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

公設の障がい者支援施設が設置されました約30年前にはまだ民間の障がい者支援施設というのが十分には普及はしておらなかったのですが、現在は民間の障がい者支援施設が増加をしたことによりまして利用者の選択肢等も広がったということも原因としてあるかなというふうには考えております。

以上です。

（西尾）ありがとうございます。ということであれば、やはり民間の施設のほうの利用者の方々、保護者の方々にとっては魅力的なものがあるということになるかと思うのですが、市として民間の事業所さんに見習うなどして、いいところをもらうなど、いいところをまねするなどして、やはり市としても事業所に通う利用者さんを増やすような施策というか、工夫、こちらのほうをされたりはしているのでしょうか。

（障がい福祉課長）おっしゃるとおり、本市の障がい者支援施設につきましては社会福祉協議会に指定管理ということでお願いをしておるのですが、その中でやはり民間の優れた部分については可能なものは取り入れていただくとか、そういったものは随時検討はしていきたいというふうに思っております。また、今回統合に際しまして新たな食事提供サービス等もご提案はさせていただく予定になっておりますので、そういったものも含めてやはり特別支援学校等の卒業する方等にもアピールをして、ぜひ本市の障がい者支援施設に通所をしていただきたいと思いますとい

うふうに考えております。

以上です。

（芝寄）先ほど見させていただいた中で、委員の中でご質問が出た中でも利用者の環境の変化についてのこと、ご説明があったと思うのですがけれども、月に何回か交流を持っているとかあったのですがけれども、改めてこの委員会の場で、利用者の心のケアみたいなものも含めてどのような、これから一緒にっていくことによって、今からやっていること、今までやってきたこと、これからやること等をちょっとお聞きしておきます。

（障がい福祉課長）利用者の方については、やはり統合するということまで今まで接点のなかった方等と今後接することになりますので、そういった不安を解消するために、令和4年度から月2回、合同事業等を開催しております。合同事業では、通常の作業等のほかにレクリエーション的なもの等も行っております。今後統合によって利用者等が増えることによって仲間同士の交流も活性化されるということも考えられますので、そういったことも含めて、より安心、安全な場所を提供するということで考えております。

以上です。

（芝寄）合同事業を今までも行っているということですが、その行った中でやはり問題点も出てきているのかなと思います。その問題点がありましたら挙げていただけますでしょうか。

（障がい福祉課長）問題点ということでは、特段お伺いはしておりません。施設のほうでも、なかなか施設に入るのに結構時間がかかってしまう通所者の方がいて、そういった方は総合福祉センターのほうに無事入れるのかとかということで危惧されていたりもあったようなのですがけれども、現状では特段不安もないようですので、今のところ順調に統合に向けて両施設のほうの合同事業というのは進められているのかなというふうには考えています。

（芝寄）分かりました。ありがとうございます。一番大事なところだと思うので、今後も丁寧にそこを進めていただければと思っております。

最後、もう一点、一緒になった場合に、今あるポプラとあしたばの施設、建物、先ほど聞いたら市の建物だということを確認取れたのですけれども、移動になった場合のそこの残った跡地、建物を含めて活用方法が今段階、将来的にこんなふうにする予定であるとか、またポプラのほうは恐らく将来的な小中一貫校の土地の一角に入ってくるのかなという予想もされる中、今答えられる範囲でその跡地の建物の利用をお教え願えますでしょうか。

（障がい福祉課長）今後そちらの跡地については普通財産というふうになりますので、その跡地利用については、資産管理部門を中心に今後検討するようになるかと考えております。

（潮田）先ほど現地を見させていただきまして、そこの中でも幾つか質疑させていただきましたが、先ほどポプラ館に今いらっしゃる方があしたばのほうで合流することでご本人たちが持っている可能性を引き出すことというのもあるというお話もありました。今回の条例改正をすることの一番の目的について、まずはお聞きしたいと思います。

（障がい福祉課長）こちらのまず第一の目標といたしましては、支援施設利用者の日中の生活拠点となる場所を今より安心、安全に過ごせる場所として提供することを目的といたしまして、あわせて個々の利用者に配慮しながら、一緒に活動する仲間が増えることで活動が活性化することと、また総合福祉センターのほう福祉活動の拠点でありますので、指定管理者である社会福祉協議会の工夫によりまして充実した活動ができるのではないかなというふうに期待しております。

以上です。

（潮田）すみません。先ほどの説明だと、仕切りを造って総合福祉センターとしての部分と障がいのある皆さんの作業所としての部分で分断するというお話があったのですけれども、逆にこれって分ける必要はないかなというふうに思うのですが、これは何かご意見があって分けるというふうになったものなののでしょうか。

（障がい福祉課長）やはりこちらについては、障がい者の方の特性ということもございまして、なかなか一般の方と通常あまり接する機会等も

ありませんので、そういった中で利用者の方の安心、安全という部分も考えまして、こちらについては間仕切りを設置するというふうに考えております。

（潮田）これについては、ちょっと今インクルーシブが言われている中なので、かえって分ける必要のほうのが、障がいの特性によっていろいろ動いてしまうという場合はあるとは思うのですけれども、ちょっとそこについてはどうかなというふうに思ったところであります。

あとは、老朽化という部分もありましたけれども、その老朽化の部分というのは今先ほど答弁でいただいた中にはなかったのですけれども、老朽化という部分も大きいというふうに当初ちょっと聞いていたのですけれども、その部分は今回の条例改正でポプラ館をなくすとか、あしたば第一作業所をなくすという中に目的としては入っていなかったということになるのでしょうか。

（障がい福祉課長）もちろん施設の老朽化というふうな側面もあるかと思えます。あしたば作業所についても開設から31年、ポプラ館についても増築から21年ということがございます。一方、総合福祉センターのほうにつきましては令和元年度に大規模改修を行っておりますので、施設の建物の設備の状態というのが良好だという中で、総合福祉センターの1階部分については現在空きスペースとなっておりますので、そちらを有効的に活用するというような考えで今回移転統合というような形かと考えております。

（潮田）施設を見させていただいて、少し狭い、人間の錯覚もあると思うのですけれども、天井高と広さの関係で狭く感じるというのがあったかなというふうには思うのですが、実際には1人当たりは3.3平米というのが基準であるということでありましたけれども、今度新しく今現在社協のところになった場合、1人当たりの面積がどのくらいになるのでしょうか。

（障がい福祉課長）まず、1人当たりの概念というか、そこがちょっと私も不明確ではあるのですけれども、今総合福祉センターの延べ床面積がおよそ3,732平米ございまして、このうちの障がい者支援施設の部分と



しては25.3%、約944平米ぐらいでございます。これを単純に人数、20人で割ったとすると、1人当たり47.23平米ということでございますので、その1人当たりの概念というのが、例えば単純に生活介護というところなのか、ちょっとそこは分からないのですけれども、今現在ざっと計算すると47平米弱というふうな面積でございますので、そういった意味で考えますと、1人当たり3.3平米というふうな条件は十分クリアしているのかなというふうには考えております。(P.9発言の訂正あり)

(潮田)今の答弁からすると、恐らく共有スペースが入っているのかなというふうに思うのです。廊下が結構広かったりとか、トイレも結構広かったりとかというのがあるのですけれども、ではこの面積の広さからいくと、今回の条例改正によって社協のほうになるということについては、広さでは問題がないというふうに考えているということによろしいのでしょうか。

(障がい福祉課長)社協からもその1人当たりについて特段指摘というか、ご意見等はいただいていませんので、そこは十分クリアしているというふうに考えております。

(委員長)暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時43分)



(開議 午前11時45分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

(高橋)先ほどのご質問、施設のほうでもさせていただいたのですけれども、食事のことでお聞きしたいのですけれども、今回の条例によって一つのメリットかなというふうに思ったものがありまして、食事加算を取られるというところで、冷凍のクックチルお弁当を取り入れるというところでしたけれども、この冷凍のメーカーというのですか、いろいろありますよね。ワタミさんとか、メーカーさんがいろいろあると思うのですけれども、そのメーカーさんというのはどのように選定されたのかちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

(障がい福祉課長)お弁当の業者のほうは、まだ正式には決定はしてお

りません。

---

---

---

---

以上です。

（高橋）ありがとうございます。そのお弁当の内容なのですけれども、障がいの方というのは割と疾患があったりとか、摂食に問題があったりとか、嚥下の機能に問題があったりとかというのがあると思うのですけれども、そういったところの配慮、選定というところもされているのかどうかお伺いしたいです。

（障がい福祉課長）そのお弁当については、日替わりのメニューであったり、その辺はちょっとまだ今後の検討のところかなというふうには考えております。嚥下の関係については、現状、今本市の施設のほうに通所されている方でその辺の嚥下機能のほうはちょっと衰えているというか、というふうなお話もいただいておりますので、今は通常の仕出し弁当なりというところで食事を取られているようですので、そこは冷凍のお弁当に替わっても特段問題はないのかなというふうには考えています。また、お弁当のほうも栄養計算がされていますので、それぞれ好き嫌い等はあるかとは思いますが、そこはまたどういった形で、日替わりでメニューを変えるとか、その辺もちょっと今後運用の中で検討はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

最後に、ちょっと1点。先ほどのお話ですと、厨房が保健所のH A C C Pの問題で、製造許可と、お弁当等昼食を作る厨房を一緒にできないというお話がありまして、そういったところから冷凍のクックチルを取りますというお話もあったのですけれども、ホットミールというのですか、温める機械というものがあっちのお部屋のほうかな、に置いてあったのですけれども、厨房がH A C C Pの関係で使えないということは、そのお弁当を温めるときに衛生管理と、あとは誰が扱うとか、そうい

ったところというのはどのようにお考えかちょっとお伺いしたいです。

(障がい福祉課長) お弁当を温めるのは施設の職員が行います。そのスチーマーについても、ちょっと厨房のほうには置けませんので、食堂のほうに置くような形になるかと思います。

以上です。

(高橋) さっき最後って言ったのですけれども、すみません、厨房のほうには置けなくて、食堂のほうに温める機械を置かれるということですが、それを取り扱う方というのは、調理師さんだったりとか、栄養士さんだったりとか、そういった食品衛生に特化した方がやられるという認識でよろしいでしょうか。それを伺いたいです。

(障がい福祉課長) こちらは特段そういった資格は必要ないかと思えますので、施設の職員のほうが給仕のほうはさせていただきます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 51 分)



(開議 午後 零時 57 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

障がい福祉課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(障がい福祉課長) 午前中の高橋委員のご質問の中で、

発言の取消しのほうをお願いいたします。

それから、午前中、潮田委員のほうから総合福祉センターの1人当たり面積の関係でお問合せをいただきました。社会福祉協議会のほうで数字のほうが出ましたので、そちらについてもご報告をさせていただきます。生活介護のほうの1人当たり面積のほうは23.04平米、就労Bのほうの1人当たり面積のほうは9.63平米となっております。

以上でございます。

(委員長) 2番目の発言の訂正につきましてはご了承願います。

それから、1番目にありました発言の取消しの申出についてですが、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、議案第59号についての質疑を継続いたします。

(諏訪) では、議案第59号 鴻巣市障害者支援施設条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず、1点目です。議案説明で、安心、安全に過ごせる場所として交流活動や事業活動のさらなる充実を図ることを目的というようにご説明がありました。確かに、現地を拝見して説明をお伺いする中で、空調の設備の障害や天井の雨漏りがあるというようなことを確認をいたしました。そして、台風19号の折には、あしたば第一作業所のすぐ脇の道路、冠水で通りが使えなかったというふうな、具体的に安全でない部分を確認をさせていただきました。私、今回このことについて利用者の皆さんが減少しているということも要因のように感じておりますけれども、利用者の人数なのですけれども、現在はポプラ館が7名、そしてあしたばのほうは12名だったのでしょうか、なのですけれども、その利用者の経年の推移、例えば10年前はどうだったのかというような数がもしお示しできるようでしたら、まず1点目としてお伺いいたします。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

まず、あしたば第一作業所のほうでございますけれども、こちらで今つかんでいる数字が平成30年度からになりますので、そこからちょっと申し上げさせていただきます。あしたば第一作業所のほう、合計の数字で申し上げますと、平成30年度が利用者は16名、令和元年度が15名、令和2年度が14名、令和3年度が13名、令和4年度も13名、令和5年度が12名となっております。同じくポプラ館のほうでございますけれども、平成30年度が8名、令和元年度につきましても8名、令和2年度が7名、以後については毎年度7名というふうになっております。

以上です。

（諏訪）先ほど前任者からも同様な質問が出まして、民間の事業者がかなり増えて、そちらに移った方もいらっしゃるということをご答弁されていたと思いますけれども、ただいまの数年の間の推移というのは、まさに民間の事業者が増えたと思ってよろしいのでしょうか。そこを2点目として伺います。

（障がい福祉課長）主な要因としましては、民間の施設等に移られたことによって減少したというような形かと思えます。

（諏訪）実際的には人数が減っているのですけれども、この間に、そうしますと数年ありますけれども、この減少に関して鴻巣市として何か対策を取られたのかどうかを伺います。

（障がい福祉課長）本市のほうで障がい者支援施設については鴻巣市社会福祉協議会に指定管理ということでお願いをしておりますけれども、社会福祉協議会のほうでも積極的に特別支援学校に情報提供を行うなどして利用者の確保に努めております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、運営主体である社会福祉協議会さんも利用者さんを増やすための努力はされているということですが、そうしますとサービスの内容に関して、利用者さんがここだったら安心だ、お願いしたいというような気持ちになれない要因というのは何かつかんでいらっしゃればお願いをいたします。

（障がい福祉課長）申し訳ありません。そこの要因が明確に何かということにつきましては、現状ちょっと把握はしておりません。ただ、今後我々としてもやはり利用者を増加させるべく、一つの食事提供の提案ですとか、新たに統合によって利用者の交流が活発になったり、また新たな事業もできる可能性等もございますので、そういった中で魅力ある施設づくりというのを進めていく中で、利用者の方に認知をいただいて市の障がい者支援施設のほうに通所していただけるようにということで努力していきたいというふうに思っております。

（諏訪）では、2点目なのですけれども、社会福祉協議会施設そのもの

は、現在福祉避難所としての役割があるかと思えますけれども、今後この2つの施設を使うようになることで福祉避難所としての役割というのはどのようになるのか伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）移設が、工事等が終わりましたら、そちらの福祉避難所についても対応を取っていきたいと思っております。以上です。

（諏訪）そうしますと、まだ現段階では想定はしていないということではよろしいでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）こちらは、総合福祉センターのほうの一部が障がい者通所施設になるということですので、総合福祉センターがなくなるというわけではございませんので、そちらもあるかと思えます。福祉避難所については、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

（諏訪）そうしましたら、3点目です。  
先ほど利用者の方、それから保護者の皆さんへの説明会、そしてアンケートなどを行って意見の聴取をされているというご答弁がございましたけれども、ごめんなさい、利用者さんのご意見というのはどのような聴取の仕方をしたのかを伺います。

（障がい福祉課長）こちらは、アンケート用紙でのアンケート調査という形になります。以上です。

（諏訪）それは、そうしますと利用者さんご自身が書かれたものであったり、保護者の方が利用者さんに確認をしながら聞き取り、書いたと思われると、よろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）おっしゃるとおりです。

（諏訪）利用されている方々は、皆さん障がいを持っておられる方で、個々に障がいの程度も障がいの中身も違いますけれども、その確認がやはり障がい者の皆さんご自身ではなかなか声を上げられないという状況は間々あることなのですけれども、利用者さんの声だという確実性というものはどのように判断をしましたでしょうか。

(障がい福祉課長) そこにつきましては、保護者の方がそういった利用者の方の意向も踏まえてご回答いただいているというふうに認識しております。

(諏訪) 社会福祉協議会の施設をということなのですが、先ほど間仕切りのことも質問の中にありましたけれども、いわゆるノーマライゼーションという考え方からして、社協の施設そのものをやはりそういった角度で整えていくような考えはないでしょうか。

(障がい福祉課長) そういったご意見もあるかと思えます。また、施設としてその辺ちゃんと明確に区分をしなければいけないというふうな規定があるのか、私も現状ではちょっと定かではないのですが、ただ障がい者等の特性等もありますので、一般の方と急に遭遇をして、びっくりしたりして突発的な行動を起こしたりというふうな可能性もありますので、そういった意味も含めて、やはり安心、安全なという中で間仕切りは必要であるというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) この後の補正予算にも関わってしまうかもしれないのですが、その間仕切りなのですが、場合によっては外せるだとか、そういったことのお考えがあるかどうか伺います。

(障がい福祉課長) 今のところ、そういった考えはございません。

(諏訪) では、6点目なのですが、施設で仕事をされる方の職員の人員配置、先ほどポプラ館では4名の職員さんが常時、時には3名というふうにおっしゃられていましたけれども、統合することでこの人員の配置というのはどのようになるのか伺います。

(障がい福祉課長) 正職員については1名減となります。また、正規職員以外の職員については、週5勤務の職員が1名減になりますが、週3勤務の職員のほうが1名増というような形だったかと思えます。

(諏訪) では、そうしますと、すみません、トータルで1名減と違ってよろしいのでしょうか。

(障がい福祉課長) 正職員については1名減でございます。

(諏訪) そうしますと、最初に戻りますが、議案説明での安心、安全、

そして交流活動、事業活動のさらなる充実、これがどうもうたい文句のようにしか聞こえてこないのですけれども、現実的には職員が減るということです。そして、それぞれ障がいの特性を持った方々が何しろ新しい環境に移るということをどの程度市は考えていらっしゃるのかなと思ったのです。先ほど現地を見まして、まず車が着く場所は駐車場の近くなのですけれども、ポプラ館を拝見したときもなかなか車から降りられない方がいらっしゃって、それは突然にそうなったとおっしゃっていました。その方が動くのにかなりの時間を要して、待つというようなことを行っておりましたけれども、このように時として利用者の方々は突然に様々変化することが多いかと思うのですけれども、今考えられている社会福祉協議会の施設でそういったことが、様々なことが想定できているのかどうかを伺いたいと思います。

（障がい福祉課長）その件につきましては、社会福祉協議会のほうで検討した結果、職員については1名減できるということでございますので、そちらについては問題がないというふうに考えております。

（健康福祉部長）今回提案説明の中で申し上げたとおりが今回の目的でございます。昨年4月に私どもで障がいの4施設を見て回ったところで今日御覧いただいたような不具合が生じている。人数の動向については把握はしておりましたけれども、そういった中で課題を把握したからにはなるべく早く解決をしたいというところでもございました。把握してからも4年度、そして今年度と2年たって、来年6年の4月1日を目指すというところで、もう既に2年がたってしまいますので、指定管理の更新時期も併せまして、なるべく早く解決したいというところでもございます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。



(西尾)では、議案第59号 鴻巣市障害者支援施設条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、その第1条2項の基本理念において次のようにうたっています。第1条の2、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない」。可能な限りその身近な場所において、またどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることは重要であると述べております。とりわけ川里ポプラ館から箕田に新設されるあしたばポプラ作業所間は、距離にして約5.5キロ、車では10分足らずですが、通われる方々の自宅からとなりますと、それ以上の距離が想定されます。また、今後新たに川里地域から通われる方が出てくることも考えられます。そうなりますと、利用者の方にとって身近な場所とは言い難い、人によっては自宅から遠いと感じる人も出てくることも想定されます。また、送り迎えのご家族にとっても同じです。日々の送迎は、それなりの負担が伴います。それでもお住まいの地域、地元であれば通い慣れた道で何とかかなりましようが、川里から箕田となりますと負担となる方もいると考えられます。市がポプラ館を移転するといえは仕方なしに応じるしかないが、不安に思われているご家族や保護者もいるのではないのでしょうか。

現在、川里ポプラ館は、就労継続支援B型は定員12名のところ利用者4

名で、空き 8 名、生活介護が定員 8 名のところ利用者 3 名で、空き 5 名となっており、利用者が年々減っております。しかし、今後増えないという確証はありません。川里地域には住民の転入が増えているところもございます。むしろ川里地域になくなることで、今後利用したくても利用できないという方も出てくるおそれがあります。地域に支援施設があるというのはとても大切なことです。

現在、市内には、民間を含め日中活動系サービス事業所で肢体不自由者対象の生活介護を行う事業所が 4 か所あります。川里ポプラ館のほかは、原馬室、鎌塚、本町と、いずれも川里地域からは離れております。就労継続支援 B 型で肢体不自由者と知的障がい者の両方を対象としている施設は 5 か所ありますが、川里ポプラ館のほかは原馬室、鎌塚、箕田、下谷と、これもいずれも川里地域から離れた場所にあります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念にのっとりならば、可能な限り川里地域の利用者の方々にとって身近な場所にあってしかるべきではないでしょうか。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念にあるように、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることも重要であります。障がいをお持ちの利用者の方々、環境の変化に合わせるのが困難な方もおられます。利用者の中には 30 年以上ポプラ館に通っておられる方もいらっしゃいます。現在の環境で川里ポプラ館で安心して過ごしておられるのであれば、極力その環境を維持できるよう努力するのが行政の役割ではないでしょうか。もし川里ポプラ館がなくなったら、川里地域において障がい者就労支援と生活介護の受皿となる施設がなくなることになります。利用者が少人数であっても、市は川里ポプラ館を維持するべきではないでしょうか。

また、あしたばとポプラ館が一つになった場合、広さを考えますと、あしたば 1 か所にあしたばとポプラ館両方の利用者が入る形になります。現在両施設が広々として風通しもよい場所にあることを考えますと、利用者にとって統合は狭く感じられるのではないかと心配しております。障がいをお持ちの方も、そうでない方も相互に人格と個性を尊重し、安

心して暮らすことができる地域社会の実現を念頭に置き、議案第55号（P.17「議案第59号」に発言訂正）に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（何事か声あり）

（委員長）発言の……

（西尾）すみません。ありがとうございます。ただいまの発言、「議案第59号」に訂正させていただきたくお願いいたします。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第59号 鴻巣市障害者支援施設条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

働きたいという願いを当たり前の権利として実現しようと、障がい者が働く共同作業所が全国で初めて名古屋市で設立されて五十数年がたちました。日本が2014年に批准をした障害者権利条約は、障がいのない市民との平等の実現が貫かれています。障がい者が障がいのない人と同様の当たり前の暮らしをするために、あらゆる権利を保障し、支援を行う社会的責任が国や自治体にあることを宣言しています。権利条約が制定される過程で、「私たち抜きにして私たちのことを決めないで」が世界の障がい者の合い言葉になりました。障がい者は、自ら声を上げることができない方もいます。障がい者の人権をどう守るのか、この視点で行政を行うかが大事だと考えます。

今回の条例改定で利用者の方々に負担を強いる内容、福祉の後退だと考えます。障がいを持った方がご自身で選択できる施設のほとんどが民間であるということは、鴻巣市の行政は最大のサービス業であると市長も公言をいたしました。この姿勢が問われるものだと思います。

以上が反対の意見です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第59号 鴻巣市障害者支援施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 議案第58号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、令和5年度中に生活保護受給者に対する医療扶助に関してマイナンバーを利用したオンライン資格確認が導入されますが、生活保護法に準じて実施されている外国人の生活保護については、番号法に定められた事務に該当しないため、マイナンバー利用が可能な市の独自利用事務として定めるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) これに関しましては、本会議のほうでも質疑がありましたので、確認という形で質問というか、質疑させていただきたいと思います。

まず、現在の鴻巣市の生活保護を受給している外国人世帯と今回のこのことでまだマイナンバーカードを登録していない数字を確認したいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) お答えいたします。

令和5年3月時点の数字になりますが、外国人の人数、生活保護を受給していらっしゃる外国人の人数は13名いらっしゃいます。

それと、マイナンバーカードを取得をしていない方の人数ということですけれども、逆に外国人13名のうち3名がマイナンバーカードを取得し

ていただいておりますので、10名がまだ取得をしておりません。

以上です。

（潮田）マイナンバーカードを取得していない外国の方、ここから先についてはもしかすると担当が違うのかなと思うのですがけれども、多言語での案内がマイナンバーのことでされているのか。この3名の方というのは、その方は理解をしていたから登録したけれども、理解をしていない、または言語の違いで理解をしていないから登録をしていないのかなというふうに思うのですけれども、その生活保護受給者の中でこのマイナンバーのほうのご案内というのはいかにされているかというのは分かりますでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

まず、言語の理解についてということですが、今生活保護を受給していただいている外国人の方には担当のケースワーカーがついています。ですので、ケースワーカーのほうは言語の違いを乗り越えてというか、コミュニケーションを取るように努力はしております。マイナンバーカードの取得についても身振り手振り、いろんなことを使いながら周知はしております。それと、外国人の方だけではなく、マイナンバーの取得については令和5年3月にまず取得状況のアンケート等を行いました。その時点でマイナンバーの取得については広く生活保護受給者の方に対しても周知はいたしたところでございます。

以上です。

（潮田）これ実際例規集のほうで別表1も2も確認してみると、単純に今回の条例改正というのは生活保護を受給している外国人の方が入っていないから項目を足すよというだけのことであって、それ以上の、もちろんそれは保険証の関係もありますけれども、それ以上何か影響することというのは今回の条例改正であるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

委員さんがおっしゃるとおり、今回の条例改正については、生活保護法の中で生活保護というのは日本国民に限られているものでございました。それを国のほうの通知をもって外国人も日本国民と同じように、準

ずる形で生活保護を受給をしていいですよという通達が出ましたので、そちらで生活保護を受給していただいているところです。マイナンバーカードを利用してという形になりますと、委員さんおっしゃるとおり、別表の規定によっては日本国民が制限されてきてしまいますので、独自利用の別表で追加をすることによって日本人と同じように外国人も利用ができるように、差がなくなるように条例改正をするものでございます。以上です。

（潮田） そうすると、今回鴻巣市ではこの条例改正が行われますけれども、近隣も皆同じように条例改正は行われるものというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長） 近隣の状況でございますが、こちらの独自利用事務の情報連携に関しては、市町村の条例改正を提出するところの部分でいうと数字のほうはまちまちでございますが、私のほうで把握をしているところでいうと、この健康保険証の関係でマイナンバーカードの利用によって医療扶助のオンライン資格確認等が今健保組合でも始まっているところですが、それに間に合うように、外国人のほうも追加をするところは全ての市町村が条例改正をするというふうに私たちのほうでの近隣のヒアリング等では聞いております。

以上です。

（西尾） では、1点お伺いさせていただきます。

マイナ保険証、マイナンバーカードの取得は任意ということになっておりますけれども、ただマイナ保険証、来年、2024年の秋には現行の保険証を廃止してマイナ保険証に一本化することを政府は目指しておりますけれども、今そちらの窓口のほうに外国人、それから日本人を含めましてマイナ保険証に対する不安を聞きに来るような、不安を言いに来るような、そういった方々はいらっしゃいますでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長） お答えいたします。

生活保護受給者の中に今不安を訴える方というのはいらっしゃいません。

以上です。

(西尾) 生活保護受給者の方以外でマイナ保険証について不安を訴えるようなことをおっしゃっている方はいらっしゃいますでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 福祉課の窓口でという限定でお答えをさせていただきますと、福祉課のほうにはそういった不安をご相談に来る方はいらっしゃいません。

以上です。

(諏訪) では、1点だけなのですが、本会議場でも質疑があったかと思うのですが、医療券についてなのですが、政府がマイナ保険証に切り替えて、全ての国民がそれにとなったとしても、医療券の発行というのは当市のほうでは続ける予定があるかどうか伺います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) マイナンバーカードを利用しない方またはマイナンバーカードの取得が困難な方もいらっしゃるかと私たちも認識をしておりますので、医療券はなくなるものはないと今のところは思っております。

以上です。

(芝寄) 前任者の質問に関連することなのですが、マイナンバーのこと、マイナンバーは市民課になるのかと思うのですが、ここ一、二か月、全国でマイナンバーのトラブルが発生しておりまして、システムエラーではなく人的ミス、ヒューマンエラーということで報道がされている中、このマイナンバーを活用したものの大変いいかなと思うのですが、障がい福祉課として気をつけていること、そして市民課と連携して気をつけていることとか今あるのか、これからそういったトラブルがないようなことをどのように考えて連携を取ってやっていくのか、考えているか、ありましたらお願いします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) お答えいたします。

国のほうからマイナンバーの取得を生活保護の方たちにも推奨するようという通知をいただきました。その時点で、福祉課の職員は、なかなかマイナンバーの事務について専門的なところを理解していない職員もいますので、市民課のほうに、マイナンバー担当のほうまたは市民課長のほうに協力を仰いで、福祉課のほうにカードの対応を置くのか、市民

課のほうに置くのかとかでもう既に協議をいたしました。慣れない職員がカードの取得に対して間違っただけを説明することは大きな間違いにつながりますので、まずマイナンバーの不安ですとか、そういったものに対する質問は市民課のほうで受けていただくというふうに今は整えました。

また、今報道されているように、いろいろとヒューマンエラーということで、人の間違えた登録があるとかということのニュース報道に関しては、課内でももうこういうことが起こってしまうのだよと、これから私たちが扱うことというのはこういうことにつながるのだよというのは毎日毎日職員と声がけをして、報道されている事故については私たちがなりに分析をいたしました。先日も私たちのシステムを構築をしているベンダーに、業者ですね、業者のほうにどうしてこういう事故がよそで起こるのか、そういったこともちょっと分析のほうをお願いして、みんなが研修をしているようなことは対策は取っているつもりでございます。今後も間違いのないようにマニュアル等を整備しながら行っていきたいなと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします  
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第58号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

マイナンバー制度は、2016年から運用が始まりましたが、いまだに課題も問題も多い状況が続いています。現在、マイナンバーについて様々な問題が起こっています。マイナンバーカードに誤って他人の情報がひもづけられたり、マイナ保険証に投薬情報などを含む他人の医療情報が誤ってひもづけられるケースが現在までに全国で7,000件を超えています。



また、マイナンバーの公金受け取り口座に家族名義と見られる口座が約13万件確認された問題を受け、神奈川県平塚市の福祉総務課ではマイナンバーの公金受け取り口座の当面の利用の中止を決めるなど、自治体に混乱を引き起こしています。

マスコミ各社による最新の世論調査でも、軒並み国民の7割以上がマイナンバーカードの活用に不安であると答えているにもかかわらず、政府は改正マイナンバー法などの関連法を今国会で成立させ、2024年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証に一本化することを目指すなど、マイナンバーカードの利用拡大に躍起になっています。中でも政府が特に力を入れているマイナ保険証は、他人の医療情報が誤ってひもづけられるケースが多発すれば、それを基に治療や投薬が行われ、命に関わる問題が発生するおそれもあり、到底看過することはできません。

そもそもマイナンバー制度は、総務省のホームページには「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤です」と書かれていますが、これを読んで納得する国民が今どれだけいるでしょうか。これだけの混乱と不安があるにもかかわらず、強引に利用拡大を進める裏には、国民の利便性や公平、公正な社会の実現とは違う、何か別の目的があるのではないかとさえ思えます。鴻巣市におきましても、マイナンバー制度における混乱や問題、特にマイナ保険証が抱える問題を鑑み、慎重を期すべきであると申し上げまして、議案第58号に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(諏訪) では、議案第58号に対して反対討論をいたします。

マイナ保険証、国が進めているものでございます。全ての持っている方々が医療にもう既にかかっているかということ、そうではないのですが、その中でこれだけのトラブルが生じています。全国保険団体連合会が行った会員向けのアンケートで65%が健康保険証廃止に反対をしました。82%がカードの利用に不慣れな患者への窓口対応の増加、74%がシステ

ムの不具合時に診療継続が困難になる、このように答えています。このような中で、このマイナ保険証をまず是とした上での今議案でございます。それにもって反対といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第58号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 鴻巣市文化芸術振興審議会条例について、執行部の説明を求めます。

(教育部参事兼生涯学習課長) 議案第60号 鴻巣市文化芸術振興審議会条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、鴻巣市文化芸術振興基本条例に基づき、文化芸術振興基本計画や文化芸術の振興について審議いただくための審議会を設置する条例を新たに制定するものとなっております。審議会委員につきましては、識見を有する者、関係団体を代表する者、公募による市民から12人以内の方を委嘱するものとなっております。

説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) 議案第65号 (P. 24「議案第60号」に発言訂正) の条例制定について幾つか質問させていただきます。

前回……

(委員長) 高橋委員、今65とってしまったので、訂正してもらっていますか。

(高橋) すみません。訂正いたします。議案第60号の条例制定について質問させていただきます。

前回質問されていたので、重複してしまうかもしれませんが、もう少し詳しく聞かせていただきたいのですけれども、審議委員の人選について、パブリックコメントなどを活用するということでしたが、具体的にどのようにそういったコメントを活用して選定されるのかお伺いいたします。

(教育部参事兼生涯学習課長) お答えいたします。

こちらの審議会の委員の選定につきましては、パブリックコメントを求めるといえるものではございません。計画策定の案をつくったときにパブリックコメントをいただいて、市民の皆さんのご意見をいただくというものになっております。

以上でございます。

(高橋) すみません。ちょっと勘違いしております。

では、もう一つ。ということは、公募の選考基準というものの、明確なものというのはあるのでしょうか。もしありましたらお聞かせください。

(教育部参事兼生涯学習課長) 公募の選定基準につきましては、この条例案を可決された後に本格的に考えていくものとなっておりますが、公募の中で、この12名の内訳として、審議会の基本的な方針としまして公募委員30%を目標に公募委員を募集することになっておりますので、一応4名の方を募集をしたいと思っております。その基準につきましては、やはり女性というところもあったりとか、各年代とか、そういったものを総合的に勘案して選びたいと思っておりますが、選定基準についてはこれからの選定になります。

以上でございます。

(高橋) ありがとうございます。いろいろな方をバランスよく人選されるというところはお聞かせいただいたのですけれども、例えば4人ずつ決められるということでしたが、それぞれの中でバランスよく人選を選定されるという認識でよろしいでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) まず、委員の内訳をちょっとご説明させ

ていただきたいと思うのですけれども、まず識見を有する者ということで4名考えておりまして、こちらにつきましては文化芸術政策の関係者、文化施設の関係者、あとは関連する審議会等、そういったところから募集をしたいと思っています。次に、関係団体を代表する者としましては、市内で活動しております文化団体、例えば文化団体連合会とか交響楽、あとは伝統芸能の団体の代表者等で4名を選定しようと思っています。その中で、全体でいろいろな各方面の方にバランスよく選定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(高橋) それでは最後に、審議会の開催の時期、場所、あとちょっとこれ予算に係ってくるものだと思うのですけれども、その方の報酬というのですか、その辺りもし決まっているようでしたらお聞かせください。

(教育部参事兼生涯学習課長) 第1回の審議会を今のところは年内に開催を、12月をめどに開催したいと思っています。まず、スケジュール感としましては、公募の募集を8月広報に合わせて募集をしたいと考えておりまして、その間に関係団体等の選定、そういったものを考えますと、10月、11月頃に委員の選定ができるのかなと思っています。その後、第1回審議会ということで12月末あたりを今のところ考えております。あと、報酬につきましては、ほかの審議会でも同じなのですけれども、会長職が6,000円、その他委員、それ以外の方は5,500円という報酬で、これからご審議いただく補正予算にも計上しておるところでございます。

以上でございます。

(芝罘) 文化芸術の振興に係る施策について審議ということなので、芸術ということ、これちょっと終わりのないような審議になるのかなというふうに感じるのですけれども、今回は任期があるのか、任期がないのか、ずっと審議会というものは存続して、これから先鴻巣の文化についてずっと会を開いていくのか、その辺どのような形になっているのかお聞きします。

(教育部参事兼生涯学習課長) お答えいたします。

審議会につきましては、まず委嘱期間は2年ということで考えております。まず、この審議会につきましては、条例の趣旨にございますが、計画策定及び変更に関する事、それとその後、施策の推進に関する事ということ調査、審議する機関ということでございますが、今回の審議会につきましては計画策定のものについての審議会という形で考えております。

以上でございます。

(芝罘) そうしますと、2年間で計画策定を審議して、それが結果が出たということで2年後また新たに審議会を開いて、次の何かまた課題等に向けて発足していく、継続してやっていくという認識でよろしいのですか。

(教育部参事兼生涯学習課長) こちらにつきましては、文化芸術に関する施策について、こちらのほうで計画を立てた後に、また時代によって変更するようなどころがあるかなと思うのですけれども、そういった課題が起きたときに再度審議会を開きたいと、そういったことで意見を求めていきたいというふうに思っておりますので、まずは2年間というところで考えております。

以上でございます。

(潮田) この文化芸術振興条例につきましては、18期の議員の文福のメンバーで悩みに悩んで、産みの苦しみを大変に味わって、長い時間をかけてつくらせていただきました。いよいよこれができるというところでもありますけれども、この計画のほう、この中でうたわれている基本計画の策定の部分、基本計画をいつまでにまずは策定するという、先ほどの答弁からすると2年ということでありましたので、その2年の間かなとは思いますが、いつぐらいを想定をして計画を策定するのか、まず伺います。

(教育部参事兼生涯学習課長) お答えいたします。

計画策定の時期につきましては、今年度の策定というのはちょっと時間的に難しいということで、一応令和7年の3月、ということは令和6年度中の策定を今予定をしているところでございます。

以上でございます。

(潮田) そうすると、今回補正予算で出ている金額というのは、今年度では2回やるのかなという数字かと思うのですが、全体ではこういった審議会、通常は何回ぐらい行われる。要は計画策定までやるとなると、全体どのくらいかけてになるのかなと。実際に文化芸術とかが目に見えない部分からなので、策定するといっても、もちろん既にやっている自治体もたくさんありますけれども、どのくらい回数でいうと集まるという。これをお聞きするのは、要は市内にお住まいの方だったらいいのですけれども、識見を有する者というふうになりますと必ずしも市内ではないかなというふうに思うのですが、そういった方が鴻巣で集まってやるというふうになると、何回くらい集まるということを想定しているのか伺います。

(教育部参事兼生涯学習課長) 答えいたします。

まず、委員おっしゃられたとおり、今年度、5年度につきましては2回の開催をまず考えているところでございます。その次の年、令和6年度につきましては、まだこれから、どれくらい、何回開くのかというのは検討しなくてはいけないところだとは思いますが、4回から5回の開催で策定していくようなイメージで今考えております。

以上でございます。

(潮田) 他の自治体の例でいくと、結構有名な方が座長というか、やっていたらっしゃるところもあるかと思えます。その場合であったとしても、先ほど会長職の場合は少し金額が大きいけれども、ちょっとそれをお呼びするには申し訳ないような謝金かなというふうに思うのですけれども、その対象の方のレベルと言ったら申し訳ないのですけれども、それによってはもうちょっと増額をすとかということはあることができるのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 答えします。

こちらの報酬の金額につきましては、報酬を出せる条例がございまして、これは鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例というところで各委員の報酬が示されているものがございまして、

今回、文化芸術振興審議会委員につきましては、一般でいうその他規則で定める特別職の職員というところを想定をしておりますので、先ほどちょっとご答弁させていただいたのですが、会長職6,000円、その他の方5,500円というようなことで考えております。今のところ、会長職、確かに専門性が高いような方にこちらとしてもお願いしたいところではございますが、どうしてもその辺ほかの委員会等の兼ね合いもございまして、いわゆるノーマル、一般的な金額で考えておりますので、できれば市内の方での有識者とか近隣の方の有識者、交通費も出ないようなものなので、そういったところを考えております。

以上でございます。

（諏訪）では、1点だけ質問させていただきます。

文化芸術というと本当に幅が広いと思います。条例を読ませていただく限り、鴻巣市に関わる生活文化、人形制作だとかというのが書かれてはおりますけれども、文化芸術というと本当に幅が広くて、音楽だとか美術だとか歴史だとかというふうになるかと思うのですけれども、早速今年度から審議会の委員さんを募集するということになるわけなのですが、識見といいますと、例えば今回は音楽をテーマにしようといったときに、それ以外の方は識見の方というふうにはお呼びできないかと思うのですが、今年度テーマはある程度決まっているのか伺います。

（教育部参事兼生涯学習課長）お答えいたします。

テーマにつきましては、計画の中身というところだと思うのですが、まずどういった形でやるのかというのは、内部でも方向性とかまだちょっと定まっていないところがございまして、今後検討していく内容になるかなと思っております。

以上でございます。

（諏訪）そういたしますと、識見を持った方を審議委員さんに選ぶということですので、ある程度テーマが絞られた段階、絞ってから審議委員を選んでいくというふうに思っております。よろしいですか。

（教育部参事兼生涯学習課長）現在のところ、識見につきましては、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、やはり先ほどちょ

っと委員さんもおっしゃったのですけれども、文化という概念が特に定まりがないし、いろんな多岐にわたるところでもございますので、やはり鴻巣市においてどういった形で文化振興をしていくというところを考えたときに、その辺も含めて識見を有する者については選考していきたいと、これから検討していきたいと思っております。

以上でございます。

（西尾）では、質問させていただきます。

今前任者の方の質問にもあったその関連なのですけれども、今後テーマを決めるに当たって、パブリックコメントなどをして市民の方から広く意見を募るといようなことはあるのでしょうか。例えば、やはり芸術とか文化といいますと、それこそ落語からオペラまで、いろんな幅広いものがあると思うのですけれども、市民の方がどういったものを望んでいるか、これから今後この委員会は、鴻巣市文化芸術振興審議会というのはずっと続いていくものと思われまので、やっぱり2年ごとに市民の方に意見を伺うとか、どういったテーマでやるとか、ある程度期間を区切ってテーマを市民の方から募るとか、そういったこともしていったほうがいいように思うのですけれども、そのような予定はありますでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）お答えいたします。

まず、計画を策定するに当たりまして広く市民の方の意見を募りたいというところで、まだ詳しいところはお話しできないのですけれども、市民アンケートは取りたいと思っております、まず。計画策定する前に。それと、市内で活動している文化団体の方にもまたそれとは違った内容でアンケートが取れないかなというところを今検討しております。また、そういったものを意見をいただきながら、計画の策定案ができましたらパブリックコメントということで市民の皆様を示させていただきまして、多くの方のご意見をいただきながら計画を策定していきたいと思っております。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。



(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第60号 鴻巣市文化芸術振興審議会条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時02分)



(開議 午後2時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第64号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) 議案第64号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)についてお伺いさせていただきます。

11ページ、1項社会福祉費のところの、すみません、ちょっと分からないところがあるので、お聞かせいただきたいのですけれども、鴻巣市障

害者支援施設管理運営事業のところの改修工事というところなのですが、こちらは厨房のクッキーを作るオープンだとか、そういったところも整備されるというお話がありました。そういった調理器具だったり、そういったものというのもここの中に入っているのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

（障がい福祉課長）今回の改修につきましては、まずロビーと障がい者支援施設を区分するための間仕切りの設置ですとか、東側を施設の入り口とするための玄関口にスロープ補修、それから手洗い場の設置、こちら作業室と食堂のほう、それから入り口にインターホン設置ということと、あとは建物の外に空き缶回収の作業所のほうの設置を予定しております。そちらクッキーのほうのオープンなのですが、現在吹上太陽の家の方にありますオープンを移設というか、持ってくるというような形になっておりますので、その部分については今回の補正の内容には入ってございません。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。そうなりますと、先ほどおっしゃっていたミール、冷凍のクックチルのお弁当の冷凍ストッカー、業務用の冷凍庫というものも購入するというお話もあったのですが、その予算というのはこの中に入っているのでしょうか。

（障がい福祉課長）そちらはリースになりますので、また来年度以降の社会福祉協議会の事業費の中の予算で対応するような形になります。

以上です。

（高橋）最後に、13ページ、社会教育費、文化芸術振興事業の報酬のところ、先ほど報酬費のほうをご答弁いただいたのですが、もしかしたら、すみません、先ほどちょっとおっしゃっていたかもしれないのですが、交通費というのはこの中に含まれていますでしょうか。伺います。

（教育部参事兼生涯学習課長）こちらの中には、交通費は含まれておりません。

以上でございます。

（芝 寄）13ページ、公民館の管理運営事業で内壁タイル等の改修工事のところで、まず見てきたのですけれども、階段のところとか吹き抜けの部分も天井まであったりして、落ちてきたら本当に大変危険だな、先ほどこ説明があったようにネット養生がしてあるので安心はできるのですけれども、相当な工事量になると思うのです、剥がすのに対して。そうしますと、公民館の運営というのは、その工事期間、音もするでしょうし、利用者に対して公民館の運営というのはどのように考えているのかお聞きします。

（中央公民館長（課長級））芝寄委員さんのご質問にお答えいたします。今回の工事につきましては、まず10月の28、29日に箕田公民館において公民館まつりを予定しております。そこまでには完成、工事の完了を考えておるもので、今回、今議会で議決をいただいた後に入札を行い、その後工事という流れになってきますけれども、タイルの撤去、塗装、数日を要すること、またほこり等が、臭い、それらが長期的に出てくるのが考えられます。そうしますと、工期の種類によりまして集中的に休館日を設けて、なるべく集中的にやって工事を短くするというのを今考えております。利用者の安全と利便性をまず配慮、そちらについて今後業者と短期間で工事を終えるような、そういった話合いに入っていくと思います。

以上です。

（芝 寄）あそこには児童センターと、あと体育館も別棟か、ちょっと離れた脇にあるわけですけれども、そちらの利用も一緒に閉鎖するという事で、休館ということによろしいのですか。

（中央公民館長（課長級））これから工事、確かに児童館と公民館は離れておりますけれども、工事車両等が入ってまいりますので、そうすると子どもたちの安全性というのも図れないということがありましたら、全館集中的に閉鎖をして、工事のほうを集中で行っていききたいというようなことも考えております。

以上です。

（芝 寄）そうしますと、利用者に対しての早期の情報周知ということで、

もし使えなくなるのであれば早めにやったほうがいいと思うのですけれども、これは本議会が終わった後に早速そのことに関しては周知するという認識でよろしいのでしょうか。

（中央公民館長（課長級））利用者に対する周知はもちろんですけれども、ホームページ、その他SNS等を利用して、そういう休館日ですとか、そういったご案内をしていく考えでございます。以上です。

（芝寄）では、15ページの児童生徒健康安全管理事業、これに対する消耗品費、施設用備品について、すみません、もう一度ちょっと詳しくご説明をお願いできますでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、学校における感染者等発生対応支援と、学校における換気対策整備支援と2つの支出の領域がありまして、まず学校ごとの限度額のうち5割分を換気対策整備分として各学校に配分いたします。残りの5割を感染者等発生対応分として事務局が留保し、感染者等発生対応分等の配分については、学校で感染者等が発生し、事務局が当該校において実際対応が必要というふうに判断できるタイミングで速やかに学校に配分するようになっています。

以上でございます。

（芝寄）まず、5割を学校に配分するということだと今ご説明あったのですけれども、その配分された先、学校側がこれを自由に換気対策とかに使っていいということなのか、それともどのような指示があるのか、こういうものに使いなさいとか、ちょっとその辺を詳しくお願いいたします。

（学校支援課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、今回は学校における換気対策整備支援ということに限られておりますので、一応使用内容としましては、示されているものとしてはサーキュレーター、CO<sub>2</sub>モニター、HEPAフィルター付空気清浄機、換気を徹底するための網戸の設置等と示されております。こちら、これ以外にも少し広がりがあるかとは思われますが、これらの

内容を学校で精査していただきまして、事務局といたしましては調査をかけます。そして、審査をして、こちらの内容に適しているものというふうに判断いたしましたら執行するような流れで考えております。

以上でございます。

(芝罘)では、その学校配分の金額なのですが、これは学校規模によって当然違ってくるのか確認して最後にします。

(学校支援課長)委員さんおっしゃるとおりでございます。学校規模に応じて90万円から180万円を考えております。

以上でございます。

(潮田)歳入ではなくて歳出のほうでやろうかな。すみません。そうしましたら、総合福祉センターのところ、11ページです。11ページの鴻巣市障害者支援施設管理運営事業、これは議決してからになりますけれども、工事期間というのはいつからいつまでを……まず、どのくらいかかるというふうに考えているのか、いつからいつぐらいまでというふうに考えているのか伺います。

(障がい福祉課長)工期につきましては、余裕を持ちまして令和5年10月から令和6年2月までの5か月間を予定しております。

以上です。

(潮田)そうなると、これも大きな車両が出入りするかなというふうに思うのですが、あそこの建物自体はほかのいろいろな団体が通常も使っていると思いますけれども、そういったほうへの影響というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(障がい福祉課長)総合福祉センターの貸し館業務につきましては、休止しない予定でございます。ただし、改修工事に伴います騒音等も考えられますことから、改修工事について利用者の方に告知を行うとともに、総合福祉センターの利用者への安全に最大限の配慮を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(潮田)続きまして、次の生活保護総務費庶務事業のほうで生活保護システム改修委託料のところなのですが、これについては基準額が変わ

るのでという先ほど説明がありました。何がどのように変わるのか伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

生活保護の基準額の見直しですけれども、生活保護の基準は社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を適切に反映することを基本としております。おおよそ5年に1度見直しをされることになっておりまして、今回の見直しでは生活保護基準の一部であります生活扶助基準について見直しがあります。令和5年10月から生活扶助基準の計算方式が変更となる予定となっております。

以上です。

（潮田）生活扶助の部分の変更ということですが、具体的に今どういったことというふうに示していただけますでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

社会経済情勢を踏まえまして、令和5年から6年度につきましては次の2点、これからお話をさせていただきますが、次の2点を臨時的、特例的な対応として実施するということになっております。まず、1点目ですが、先ほど申し上げました基準部会の検証結果によりまして出た額に1人当たり月額1,000円を特別加算として加算をされることとなっております。それと、現行の基準額から計算をした結果、減額となってしまう世帯には、現行の基準額を保障するということで経過的加算というものが加算をされております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、今数字が示された金額等が反映をされるのは今年度ではなくて来年度から、今年度からということになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

これらの見直しについては、令和5年10月から実施する予定でおります。以上です。

（潮田）そうしますと、それについてはまた補正予算等が後に計上されるということになるのでしょうか。先ほどの1人当たり1,000円が増える場合、または減額になる方について、そのまま保持する場合は要らない

と思いますけれども、プラス1,000円になるというような方の分の補正は12月議会で……9月議会。12月議会とかで計上されるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

基準改定によって今予算不足になるのではないかというご質問、ご心配だと思います。基準改定に伴いまして増額をする金額を見て補正予算の時期等を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

（潮田）それでは、同じく11ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業で、これは個別接種の協力金でありますけれども、鴻巣市内でこの個別接種の協力をすると言っている医療機関数。これについては、コロナが2類から5類に移行したことによって医療機関数とか受託してくれる医療機関に変動があったのか伺います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）今回の対象となるのがご協力いただく診療所ということなのですが、市内に週100回を超えるだろうと見込みでいる診療所が21か所ございます。ただ、この中で条件としまして時間外であるとか休日の枠を設けていることというのが条件として入っておりますので、そこを満たす診療所というのが11か所（P.37「10か所」に発言訂正）ということで現在見込んでいる状況です。5類になることへの影響ということなのですが、感染症法上の類型が2類から5類になったというところなのですが、予防接種につきましては感染症法上の位置づけというのにかかわらず予防接種法に基づいて実施されるものであるもので、基本的には予防接種法に変更がない限り変わることはないという形になっております。医療機関についても、今回の5類に伴って何か変化があるかというのと、従来と同じという状況です。

以上です。

（潮田）今の答弁で21か所と11か所という数字が出てまいりました。実際この補正予算で計上されているものというのは、その対象の医療機関というのは幾つになるのでしょうか。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）

大変失礼しました。私11か所と申し上げたのですが、対象は10か所となります。100回以上の接種を実施予定の診療所が21か所、そのうち時間外または休日に接種体制があり、対象となりそうな診療所が10か所。補正予算として計上させていただいておりますのは、この10か所における接種の回数となっております。

以上です。

（委員長）先ほどの発言の訂正についてはご了承願います。

（潮田）そういたしますと、この予算で計上されている7,500万ぐらいの金額、これは10か所でありますけれども、実際1回に対して幾らという協力金というふうになるのか。また、でもこれは接種ができる医療機関というのは、通常であるといろんな予防接種でもっとたくさんの医療機関ができますけれども、この違い。そこに協力金が支払われているかどうかという意味での違いではなくて、市民の方がどこで接種ができるのかという違いとかというのは、これは個別お知らせのほうに入っているということですか。市のホームページ上にこれが、今後予防接種ができる医療機関というのが載っている形なのでしょうか。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）今回のまず金額の根拠であります。2,000円というのが、週100回以上の接種をしたその接種回数に対して2,000円の協力金を診療所に支払うものとなっております。この回数の根拠なのですが、週100回以上を超える医療機関の回数という予測があるのですけれども、それを基に接種を予測をしたのが3万7,536回の2回接種、春、夏と秋、冬の2回接種分ということで、その倍の回数ということの予算計上となっております。実際に市民の方が接種をされる対象機関というのが、このほかに病院とかいろいろなものが含まれておりますので、ここはご案内の中に接種をしている病院であるとか診療所というのはご案内はさせていただいておりますが、要件として週100回以上の接種をした診療所にお支払いをするという金額となっております。

以上です。

（潮田）そういたしますと、次、それでは13ページのほうのスクールバ



ス運行事業のほうでお伺いいたします。

これは、補正でこのときに出てきたというのは、予定をしていたよりも人数が必要になったということなのではないでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

当初、学校との調整の中では、現状の職員で対応できるということで調整をさせていただいておりました。実際、年度が替わり、スクールバスの運行が開始したときに、下忍小学校につきましては複数の学童、放課後児童クラブのほうも入っておりまして、そちらのバスのお迎え等もございました。当初の見込みよりもちょっと業務が煩雑であるということもありまして、学校のほうからご要望をいただき、児童の登下校につきまして、さらに安全確保につなげるために今回計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

（潮田）そういたしますと、これは1人分ということでしょうか。また、登校部分は今までどおりで変わらないのかと思うのですがけれども、下校部分で必要となったということで、実際にはこれが登校と下校でセットになっているから、登校のほうでも増やすということになるのか伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

今回予定している人数なのですが、1名を予定はしております。採用の時間についてなのですが、下校時の安全確認ということではなく、勤務は午前中を予定しておりまして、7時半から11時半の間での勤務を予定しております。と申しますのも、毎日下校につきまして保護者の方からチェックリストというものを子どもを通してお預かりをしております。今日はバスに乗るとか、今日は学童に行くとかということを、今年度53名の児童が利用しておりますが、そちらの児童の下校状況を正しく確認をさせていただくために配置をさせていただきます。中には保護者の記載漏れで下校の状況がチェックカードに未記入な場合もございしますので、その場合に保護者の方にご連絡をしていただく事務ですとかというものも発生することが見込まれております。また、その下校の状況

を確認した上で、バスの運行会社のほうに配車の名簿のほうを作成してお渡しをさせていただき、点呼に使うような名簿でございますが、そちらの名簿等の作成もこちらの会計年度任用職員のほうに、現状は学校の教職員のほうでやっておりますが、こちらの業務につきましても担っていただく予定でございます。

以上です。

(潮田) そうすると、運転手の方をなのかと思ったのですが、そうではなくて事務方の方ということになるのでしょうか。

(教育総務課長) お答えいたします。

運転手ではなく、学校の中で事務を担っていただく会計年度任用職員でございます。

以上です。

(潮田) そうなると、その方というのはこのスクールバスだけを専任となるのか、今どき皆さん親御さんもスマホとか持っていますので、そういったものの情報連絡とかというのを制度的につくるとかというふうにすれば、わざわざこのためだけに人を設置する必要というのはないのかというふうに思うのですが、実際この会計年度任用職員はスクールバスの事務だけ担当するのか、ほかにもまたそういった庶務事業というか、やる職員というふうになるのか伺います。

(教育総務課長) お答えいたします。

朝の受入れからお願いをしていただく会計年度任用職員になります。朝の登校時間が7時45分ということで、下忍小の場合はスクールバスの乗降場所を昨年度工事をしてバス停のような場所を設けておりまして、そちらは常に施錠をしておりますので、朝バスの登校時間と重なるところもでございますが、その時間にまずバスの門のほうを開けていただいて受入れをしていただくところから始まりますので、安全にバスが学校の敷地内に入り、安全に子どもたちが降りることができるところの見守りも含めてお願いをしておりますので、基本的にはスクールバスの運行に関する業務を学校の中でやっていただくことを予定しております。

以上でございます。

(潮田) よく分かりました。

そうしましたら、最後、これは確認で申し訳ないのですけれども、スポーツ課の陸上競技場整備・改修事業、これは財源更正だけですけれども、実際どういう内容だったかを確認をしたいと思います。

(スポーツ課長) お答えいたします。

まず、陸上競技場のフィールドレーンの部分修繕のものが1点、もう一点が大型スポーツ用品の設置が1点となります。内訳といたしましては、陸上競技場のフィールドレーンの部分修繕、こちらにつきましては陸上競技場内で特に摩耗している第1レーンと100メートルのスタート地点についての改修事業でございます。また、備品のほうでございますが、走り高跳び用のマット、支柱、バーが老朽しているため、新しいものに更新するものの事業でございます。

以上でございます。

(潮田) そうすると、地域スポーツ施設整備助成金、これは毎年助成金があるものなのでしょうか。すみません、これ今までの自分の認識がなかったなと思うのですけれども、これは実際どういう団体になるのでしょうか。

(スポーツ課長) お答えいたします。

こちらの助成金につきましては、スポーツ競技の施設の整備をする場合に、こちらからこういう工事をいたしますということで申請をして助成金をいただくような形になります。

以上でございます。

(諏訪) そうしましたら、13ページの先ほどのスクールバス運行事業でございます。私も登校のときをちょっと見守りまして、バスの運転手さんも大変だなというふうに感じていました。ちょうど雨の日でしたので、子どもたちがバスに乗るところまで傘を差して来ます。そして、53人、2台ですけれども、運転手さんが傘をバケツに入れて預かって、車に最後に載せて発車するという、そんなふうにされておりました。ですので、学校に着いてからまた大変なのだろうなということを見ておりましたところ、今回補正予算ということになりましたけれども、1名の方がバス

の到着するまで一連行い、そして到着してから子どもたちを安全に降車させて、チェックリストは校内に持ち入れてチェックをするということかなと思うのですが、これを1人で行うには、もし何か間違いがあったとき、例えば今日は帰りはバス乗りませんかとか、乗るよだとか、いろいろそういうチェックになるのだと思うのですけれども、そこが、チェック体制、チェックのチェック体制というのはどのようになるのかを伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

チェック体制につきましては、会計年度任用職員がまず作成したのものについて、最終的には職員室のほうでも確認をする流れになっておりますので、きちっと管理職等が確認をした上で安全に最後、下校のほうは乗降させるというふうな体制を学校のほうで取っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、チェックリストのチェックが終わったものを管理職がチェックをするということの流れだということなのですが、例えば児童が途中で早退をするだとか、もともと朝の段階ではこのようにしようと思っていたものが変化することがあるかと思うのです。そういった事務連絡というのはスムーズにどのように、この会計年度任用職員さんがどこまで関わるのかを伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

最終の確認につきましては、職員室のほうで最終確認をしております、現状も会計年度任用職員ではなく職員室にいる例えば主幹教諭ですとか、担任の先生も含めて、学校の中で早退等の児童があった場合につきましては共有をさせていただいております。

以上でございます。

（諏訪）先ほど前任者も質問の中に入っておりましたけれども、このバスに乗る児童の保護者の方々、すぐお仕事に行かれる方もいらっしゃるかと思うのですけれども、チェックリスト未記入であったというような連絡を保護者と行う際、ツールは何なのかを伺いたいと思います。

(教育総務課長) お答えいたします。

基本的には電話連絡にはなるかと思いますが、今メール等でのやり取りも学校のほうではしておりますので、ちょっとすみません……

(何事か声あり)

(教育総務課長) 連絡帳では……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 0 1 分)

---

(開議 午後 3 時 0 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) お答えいたします。

基本的には、保護者の緊急連絡先をいただいておりますので、そちらの電話番号のほうで確認を取っております。

以上でございます。

(諏訪) この補正予算で通れば、今後は会計年度任用職員さんを雇うということになるかと思うのですが、現在は担任の先生などが行っているということだと思うのですが、実際に保護者の方と連絡が取れなかったというようなケースがあるかどうか伺います。

(教育総務課長) 4月から運行しておりますが、今のところそのようなケースはございません。

以上です。

(西尾) では、質問させていただきます。

11ページの障がい福祉課の鴻巣市障害者支援施設管理運営事業の工事請負費なのですが、先ほど令和5年10月から令和6年2月までというふうに伺ったのですが、残工事とかは発生しないのでしょうか。といいますのは、利用者の方々が通うように仮になった場合、利用者の方々がいるときにやっぱり工事の音とか大変だと思うのですが、残工事は発生しないのかどうか、念のため確認させていただきます。

(障がい福祉課長) 工期につきましては、令和5年の10月から令和6年の2月までの5か月間を予定しております。工期については、余裕を持

って設定をしておりますので、この間に工事が終わらないということはないというふうに考えております。

以上です。

（西尾）ありがとうございます。

では、スクールバス運行事業について確認させてください。今年の夏ももしかしたら苛酷な暑さになるのではないかと想定されるのですがけれども、特に夏、バスの中に、小学生のお子さんであっても、やはり万が一眠りこけてしまって降り損ねたとか、事故が考えられないとも思いますので、特に夏の運用に対して監視とか管理を強化するというような、そのような計画はありますでしょうか。

（教育総務課長）安全の確保につきましては、年間を通して実施しておりますので、夏に特にというのはございません。1年間通して安全な運行、そして下車をした後につきましては、運転手が忘れ物の確認と併せて後ろの後部座席まで毎回確認をするように業者のほうには依頼をしております、実際にその確認はしていただいております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第64号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）所管に係る部分については、11ページ、14節工事請負費において、鴻巣市障害者支援施設管理運営事業で川里ポプラ館とあしたば第一作業所の移転統合を前提とした総合福祉センター一階等改修工事の費用が計上されております。また、12節委託料で生活保護システム改修委託料、これはマイナンバー制度において慎重を期すべきとのことで反対をしております。これらのことから、したがって議案第64号についても所管に関わる部分について、これを反対させていただきます。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第64号、一般会計補正予算(第4号)について反対討論を行います。

11ページの障がい福祉でございます。鴻巣市障害者支援施設管理運営事業において、あしたば作業所、川里ポプラ館、この統合が見込まれた改修工事費となっておりますので、指摘をいたしまして反対といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調整につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時08分)